別表第五第１の表対象設備の欄中「含み、手動によるものを除く」を「含む」に改める。

別表第六の表加入者交換機の項算定方法の欄１(1)中「アナログ電話」を「局ごとに、アナログ電話」に改め、「・ＰＨＳ」を削り、「という。)」の次に「から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数」を加え、同欄2(3)中「局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心km、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等」を「局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離」に改め、同欄3(1)中「・ＰＨＳ」を削り、「局別収容回線数」を「収容回線数」に改め、同欄3(2)中「・ＰＨＳ」を削り、同欄４中「(加入者交換機直収総合デジタル通信端子数＋ＰＨＳ端子数)」を「加入者交換機直収総合デジタル通信端子数」に改め、同表局設置遠隔収容装置の項算定方法の欄１中「局別収容回線数」を「局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数」に改め、同欄２中「(局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数＋ＰＨＳ端子数)」を「局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数」に改め、同表き線点遠隔収容装置の項算定方法の欄４(2)中「き線点遠隔収容装置のユニット数の合計」を「き線点ごとのき線点遠隔収容装置ユニット数の合計」に、「き線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収容回線数」を「き線点遠隔収容装置ユニット数とし、き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数」に改め、同表伝送装置の項算定方法の欄１(1)イ中「及びＰＨＳ回線数の合計回線数」を削り、同表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄中「第一種総合デジタル通信回線及びＰＨＳ回線の数の総和」を「第一種総合デジタル通信回線の数」に改め、同表中継交換機の項算定方法の欄１(1)中「及び中継交換機渡り県内自局外呼量」を「、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量」に改め、「県間呼量を４で除したものをいう。)」の次に「及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。(3)及び(4)において同じ。)」を加え、同１(2)中「及び中継交換機渡り県内自局外呼数」を「、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数」に改め、「県間呼数の合計を４で除したもの。)」の次に「及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。)」を加え、同１(3)中「、および中継交換機設置局」を「及び中継交換機設置局」に、「に合計」を「を合計」に改め、同１(4)中「、および中継交換機設置局」を「及び中継交換機設置局」に、「に合計」を「を合計」に改め、「変換したもの」の次に「に中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mバス数を加算したもの」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○環境省令第二十号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月四日

環境大臣　大塚　珠代

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第１号）(抄)

改正後		改正前	
（様式第１別記）		（様式第１別記）	
項　目	実施方法	項　目	実施方法
１　販売に供する動物の生育段階	□　哺乳類に属する動物について、離乳等を終え、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった犬又は猫を販売（ただし、出生後49日を経過した犬又は猫を販売） □その他（　　）	１　販売に供する動物の生育段階	□　哺乳類に属する動物について、離乳等を終え、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった犬又は猫を販売（ただし、出生後45日を経過した犬又は猫を販売） □その他（　　）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第１別記により使用されている書類等は、この省令による改正後の様式第１別記によるものとみなす。